

「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」  
に対する意見募集の結果について

令和2年12月28日  
財 務 省

令和2年11月10日付で「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を公表します。なお、意見募集の対象となる御意見等を示しております。御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和2年11月10日（火）から12月15日（火）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 御意見の総数

2件

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙1のとおり

4. その他意見募集を行った案からの変更点

新旧対照表における「改正前」欄の記載について、改正の前後で変更がない条文の規定は、「改正前」欄において〔同上〕と表記することとしました。

5. 新旧対照表

別紙2のとおり

6. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係、外国為替係

電話番号：03-3581-4111（内線2868、5289）